枚方市保健所　保健企画課

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		許可証の書換え交付
根拠法令及び条項		・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 5 第 1 項（薬局）、令第 45 条第 1 項（店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業） （昭和 35 年法律 第 145 号）
審査基準	法令の基準	法施行令第 1 条の 5 第 1 項（薬局） 法施行令第 45 条第 1 項（店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業）
	具体的基準	「法律の基準」に基づく
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 １０日間 ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1)　補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2)　申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3)　申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4)　本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備　　考		平成 27 年 4 月 1 日制定